

西米良村告示第34号

令和5年第4回西米良村議会定例会を次のとおり招集する

令和5年11月6日

西米良村長 黒木 竜二

1 期 日 令和5年12月7日

2 場 所 西米良村議会議場

○開会日に応招した議員

上米良重光君

田爪 朝幸君

黒木 敏浩君

児玉 義和君

濱砂 恒光君

濱砂 征夫君

上米良 玲君

白石 幸喜君

○応招しなかった議員

令和5年 第4回（定例）西米良村議会会議録（第1日）

令和5年12月7日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和5年12月7日 午後3時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告 議長報告（例月現金出納検査及び定期監査実施報告）
- 日程第4 諸般の報告 副議長報告（国への要望活動）
総務文教常任委員会委員長報告（行政調査）
農林振興建設常任委員会委員長報告（行政調査）
- 日程第5 議案第45号 西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第46号 西米良村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第47号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第48号 西米良村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第49号 西米良村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第50号 西米良村下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第51号 令和5年度西米良村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 議案第52号 令和5年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第53号 令和5年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第2号）

- 日程第14 議案第54号 令和5年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第55号 令和5年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）
- 日程第16 一般質問 1 番議員 上米良重光
2 番議員 田爪 朝幸
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告 議長報告（例月現金出納検査及び定期監査実施報告）
- 日程第4 諸般の報告 副議長報告（国への要望活動）
総務文教常任委員会委員長報告（行政調査）
農林振興建設常任委員会委員長報告（行政調査）
- 日程第5 議案第45号 西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第46号 西米良村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第47号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第48号 西米良村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第49号 西米良村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第50号 西米良村下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第51号 令和5年度西米良村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 議案第52号 令和5年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第53号 令和5年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会
計補正予算（第2号）

日程第14 議案第54号 令和5年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予
算（第2号）

日程第15 議案第55号 令和5年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第2
号）

日程第16 一般質問 1番議員 上米良重光
2番議員 田爪 朝幸

出席議員（8名）

1番 上米良重光君	2番 田爪 朝幸君
3番 黒木 敏浩君	4番 児玉 義和君
5番 濱砂 恒光君	6番 濱砂 征夫君
7番 上米良 玲君	8番 白石 幸喜君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 中武敬一郎君	書記 畑中 智花君
-----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

村長	黒木 竜二君	副村長	梅本 昌成君
教育長	古川 信夫君	総務課長	渡邊 智紀君
むら創生課長	土居 博和君	福祉健康課長	吉丸 和弘君
村民課長	田爪 健二君	建設課長	上米良 敦君
農林振興課長補佐	中武 浩二君	教育総務課長	黒木 敦郎君

診療所事務長 …………… 河野 晃教君 代表監査委員 …………… 黒木 正近君

午後 3 時 00 分開会

○事務局長（中武敬一郎君） 一同、御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（白石 幸喜君） ただいまの出席議員は 8 名です。定足数に達していますので、
ただいまから令和 5 年第 4 回西米良村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（白石 幸喜君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、2 番、田爪朝幸君、
3 番、黒木敏浩君を指名します。

日程第 2. 会期の決定について

○議長（白石 幸喜君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。第 4 回定例会の会期は、さきの議会運営委員会において、本日の
1 日間と予定しておりますが、決定して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 異議なしと認めます。したがって、会議は本日の 1 日間と決
定しました。

なお、会期中の会議日程と本日の日程は、お手元の議事日程第 1 号のとおりであり
ますので、御了承ください。

日程第 3. 諸般の報告

○議長（白石 幸喜君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から報告のあった 9 月以降の例月現金出納検査並びに定期監査の監査意見

に関しましては、各議員のお手元に配付しております写しのとおりでありますので、御了承願います。

日程第4. 諸般の報告

○議長（白石 幸喜君） 日程第4、引き続き、諸般の報告を行います。

この報告は、会議規則第124条の議員派遣による報告であります。

副議長、上米良玲君の報告を願います。

○副議長（上米良 玲君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 副議長、上米良玲君。

○副議長（上米良 玲君） それでは、令和5年度西米良村議会要望活動について報告をさせていただきます。

今年度より、新たに議会単独での国への要望活動を行いましたので、報告いたします。

期日は、令和5年11月14日、15日で、参加者は議員全員、議会事務局2名です。

要望先は、内閣府地方創生推進本部、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、国土交通省、林野庁であります。

要望内容につきましては、内閣府地方創生推進本部、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局に対し、人口減少を克服する地方創生策の推進について、次の事項について要望を行いました。

1、今後、出生率の低下によって確実に到来する人口減少社会に歯止めをかけるとともに、大都市への人口過度集中を是正するなど、国として積極的に必要な対策を推進すること。

2つ、地方が人口減少対策として行う少子化対策、移住促進、子育て支援等の取組が確実に実施されるよう、自由度の高い交付金制度を創設すること。

3、地方での企業立地や移住者の起業を積極的に推進できるような補助制度を創設すること。

要望の後、それぞれの取組についての説明を頂き、意見交換を行いました。

その中で、テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでとは大きく変化している。デジタル構想はあくまでもツールであり、目的ではなくデジタルの力を活用し、成長の原動力にさせていただき、各自治体が旗振り役となっていただきたいと言われておりました。

次に、林野庁に対しましては、治山対策、森林整備予算の安定的な確保について、防災・減災、国土強靱化に資する治山対策や森林整備の推進に必要な林野公共予算を安定的、継続的に確保することを要望いたしました。

林野庁の説明を受けた後、意見交換では、本村の現状と課題等についての質疑を行い、質疑では、近年の異常気象がもたらす豪雨等により、山腹より流出する土砂の問題にも触れ、治山事業の重要性について意見を交わしたところでした。

その中で、治山事業については、防災・減災の観点からも、各自治体が積極的に声を上げていただくことが事業の推進につながっていくと、大変ありがたいお言葉を頂いたところでした。

次に、国土交通省に対しましては、国道219号線の改良整備促進について、次の事項について要望を行いました。

- 1、西都市から西米良村間における未改良区間の早期の整備促進を図ること。
- 2、高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の整備を着実に推進するため、道路整備の遅れている地方の実情を踏まえ、必要な道路予算を安定的に確保すること。
- 3、国民の安心・安全を守るため、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な予算、財源についてこれまでのペースを緩めることなく、令和5年度補正予算を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進すること。
- 4、対策完了後においても、昨今の地震、豪雨、豪雪などの災害の状況も考慮しつつ、切れ目なく継続的、安定的に国土強靱化の取組を進めるため、国土強靱化対策実施中期計画を早急に策定し、必要な予算、財源を通常予算に加えて別枠で確保すること。
- 5、地域経済を支えるため、物価高騰対策、各地域、企業の投資拡大や生産向上の観点から、公共事業に関係する令和5年度補正予算について、例年以上の規模で確保すること。

6、社会資本の整備、管理に加え、テックフォース等による災害発生時の迅速かつ円滑な自治体支援のため、地方整備局等において、必要な人材や体制の充実、強化を図ること。

要望の後、西都西米良間での国道改良区間の工区の説明を受けた後、意見交換、質疑応答を行いました。

質疑では、現在、懸念されている南海トラフ地震発生後における災害支援時の後方支援としての道路の重要性や都市部へのアクセスがよくなることで、定住や交流人口の増加にもつながるのではないかと、また、越野尾2工区が重要物流道路の事業区間に指定されたが、さらなる区間の指定はできないものかなどの点が出されました。

今回の要望活動では、前宮崎県副知事の永山寛理道路局総務課長や宮崎県ゆかりの方も数名おられ、西米良村の実情も十分把握していただいております、大変心強く感じたところであります。

今回の要望活動を通じ感じたことは、対話を通じ地域の生の声を届けていくことが大変重要であることと、関係部署との連携を深めるためにも、継続的な要望活動が必要不可欠であると改めて認識したところであります。

以上で、国への要望活動についての報告を終わります。

○議長（白石 幸喜君） 続いて、同じく議員派遣による調査報告を行います。総務文教常任委員会委員長、児玉義和君の報告をお願いします。

○総務文教常任委員長（児玉 義和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 委員長、児玉義和君。

○総務文教常任委員長（児玉 義和君） それでは、総務文教常任委員会の行政調査を実施いたしましたので、その結果を報告いたします。

調査内容につきましては、現在、本村でも取り組んでおります地域おこし協力隊制度の取組と現状についてを先進地からその手法を学び、本村の制度をよりよく充実させることを目的といたしました。

調査参加者は、議会議員4名、むら創生課課長補佐、議会事務局書記の6名でございました。

調査場所は、長野県飯山市、群馬県嬭恋村の2か所を選定し、調査の内容につつま

しては、現在取り組んでおります地域おこし協力隊事業について、大まかに担当課に対しての質問、現在、任期中の隊員に対しての質問、卒業された隊員に対しての質問、その他、この質問の内容につきましては、事前に事務局より研修先に連絡をしていただいておりましたので、どちらの研修先もスムーズに会が進行したと思っております。

まず、第1日に11月7日、火曜日、午後3時半から長野県飯山市役所での調査概要を報告いたします。

研修に先立ち、飯山市議会議長の渋川芳三氏から歓迎の挨拶を受け、早速本題に入りました。

今回対応していただいたのは、事業戦略課課長木村氏、議会事務局長岩崎氏、議会事務局主査小林氏、現地域おこし協力隊員高梨葉月氏、元地域おこし協力隊員佐々木里恵氏の5名であり、渋川議会議長につきましては、挨拶の後、公務により退席されました。

この飯山市では、総務部事業戦略課地域協創係が本事業を担当しているとのことでした。

初めに、担当課長から提示されました資料により、地域おこし協力隊の現状について説明を頂きました。

飯山市のこれまでの協力隊の状況、まず、受入れの開始は平成26年、受入れ人数が16名、これは5年10月1日現在でございます。退任後の定住者数が4名、うち現在在住者が3名。協力隊制度の活用形態としましては、会計年度任用職員として雇用する隊員が、これは活動内容に係る関係課に配属するということでもあります。そのほか、市以外の組織では、その組織へ派遣するといった形態でございました。

地域おこし協力隊に関する課題ということで、現状におきましての課題は、市が求める活動と隊員が希望する活動とのミスマッチ。隊員の退職後の定住率が低い、募集しても応募が少ない、雇用型の場合には、雇用管理事務等の職員の負担が大きい。それから、新町長が公約に地域おこし協力隊員を60人採用するということを発表されたため、今後の課題として、地域おこし協力隊制度の活用方策の拡充ということで取り上げております。

これからは、募集については、応募条件の間口を広げ、新たなアイデアの創出を期

待し、活動提案方式、フリーミッション型、そして随時募集という形を取る。制度については、隊員の意欲やスキル、多様な働き方の実現などに対応するために、従来の雇用型に加え、委託型、それから委託型プラス事業者によるサポート型の形態を制度化するというものでありました。

この説明の後、現在、協力隊員として活動中の高梨葉月さん、27歳から現状をお聞きいたしました。高梨さんは静岡県浜松市出身で、武蔵野美術大学を卒業後、美術教室で教師として勤務されておりましたが、2021年11月、飯山市へ移住。翌2022年1月に地域おこし協力隊員に着任されております。

移住のきっかけとしましては、まず、飯山市の自然環境のよさがよかった。北陸新幹線の飯山駅があり、東京へのアクセスが非常によかった。移住促進住宅があり、移住するに当たって住まいの心配がなかった。現在は、自然に関わる仕事がしたいとの思いで、信州飯山観光局で移住定住関連の情報発信を担当されております。ちなみに、この高梨さんは、御主人も千葉県からの移住者であるということです。今後は、飯山にある資源を使いながら、地域と移住者、若者、協力隊をつなげたい。市役所にしかない協力隊の活動拠点、ワークスペースをつくりたい。アトリエを併設し、風通しのよいコミュニティスペースをつくりたいとの夢を持ちながら活動中で、高梨さんは2024年12月までの任期ということでございました。

続いて、元地域おこし協力隊員の佐々木里恵さんからの話を聞きました。佐々木さんは、2017年から2020年までの3年間、隊員として在籍されておりました。佐々木さんは、単に山が見えるところに住みたいと漠然と思っていたけれども、住むといったイメージが湧く場所がなかった。飯山市の移住定住向けのツアーに参加して、移住促進住宅を見学してから、ここで暮らそうと飯山市に住むイメージが湧いてきて、仕事については後から考えることにしたとのことでした。

移住前に経験した編集者、ライター、ウェブデザイナー、ディレクター等をはじめ、渡米してデジタル系の現地情報を寄稿していたことを生かし、地方に住んで自分が体験したことを情報発信したいという思いを市役所の移住定住推進課に話をしたところ、情報発信にもっと力を入れたいとのことで、お互いにニーズがマッチし、2017年5月、東京都から移住、地域おこし協力隊には自らが名乗り出て希望したとのことで

した。今後は、引き続き、飯山市の情報発信を市外、県外に向けて行う仕事はできないかと、しばらく模索してみたいとのことでありました。

調査２日目は、１１月８日、水曜日、午後２時から群馬県嬭恋村役場会議室において調査を実施いたしました。

対応いただいたのは、嬭恋村議会議長佐藤鈴江様、ほか８名の皆様でございました。

定刻、嬭恋村議会議長佐藤鈴江さんの歓迎の挨拶を頂き、その後、担当課、未来創造課主任樋氏から、地域おこし協力隊制度について説明を頂きました。

概要として、平成２７年からこの制度を導入しているということで、現在、隊員数が２１名、県内総数で１３１名だそうです、この嬭恋村は県内２位の多さであるということです。

受入れ先といたしましては、会計年度任用職員として、交流推進課２名、未来創造課２名、農林振興課６名、民間の団体で嬭恋村観光協会１１名の方々が採用されているようです。定住者は４１．２％、これは平成２７年から令和４年までの中での実績でございます。

募集について、募集要項の作成は、県内の協力隊ＯＢ・ＯＧ法人へ委託し、担当者が作成する。募集の掲載については、有料・無料媒体、ＦＭラジオ放送を活用している。申込みは随時行い、申込みがあった場合には、内容の説明、現地の見学、受入れ先とのコミュニケーションを半日過程で実施しているとのことでした。この活動は、ＮＰＯ法人群馬地域おこし協力隊ネットワークというところに委託しておられるようです。

この後、現在、地域おこし協力隊員として活躍されております農林振興課所属鈴木誠也さん、農家就農希望にお話を聞くことができました。鈴木さんはキャベツ栽培の農家と製材所を兼務して働いておられる隊員１年目の方です。東京からの移住で、自分のやりたいことが全て網羅されていたことから、この嬭恋村を選んだ。現在は、親方、役場の職員、友人に非常に恵まれていて楽しい。話し方などはぎこちなかったのですが、彼の話聞いていて、何だか頼もしく思えたのは私だけではなかったと思います。

次に、協力隊員ＯＢで、現観光協会事務局長の三ツ野さんから話を聞きました。三

ツ野さんは神奈川県出身で、協力隊退任後、観光協会の仕事に就き、村内の観光振興に尽力され、現在は事務局長として活躍されており、特に協力隊制度につきましては、本人の経験を生かされて積極的に推進され、15名の職員のうち11名が協力隊のOB・OGであるということでした。今後は、草津温泉、軽井沢を巻き込んだまちづくりを目指していきたいと意気込んでおられました。

今回の地域おこし協力隊については、各自治体とも人手不足の解消と、願わくば移住定住を見据え、この制度を進めていると思います。しかし、その土地柄というか、環境によってその内容は少しずつ違うと思いました。

実際のところ、本村におけるこれまでの実績からしても、そんなに悪い状況ではありません。今後は、少しでも隊員に本村のことを気に入ってもらい、定住に向けての行政の支援を充実させていけば、その数は自然と増えるのではないかと、この事業の大切さを感じたところでもあります。地味で気の長い活動ではありますが、やることは決して無駄にはならないと思います。

今回の調査で習得したことを踏まえ、今後、本事業がますます実のあるものになることを願って報告いたします。

以上です。

○議長（白石 幸喜君） 続いて、同じく議員派遣による調査報告を行います。農林振興建設常任委員会委員長、黒木敏浩君の報告をお願いします。

○農林振興建設常任委員長（黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 委員長、黒木敏浩君。

○農林振興建設常任委員長（黒木 敏浩君） 令和5年度、農林振興建設常任委員会の行政調査を行いましたので、報告いたします。期間は令和5年10月24日から26日までの3日間、行き先は高知県安芸郡東洋町、北川村、香美市物部地区の3か所です。

行き先の選定につきましては、本年度の継続調査の調査項目である農林業の人材不足対策に沿ったものとし、調査の内容につきましては、労働力不足、後継者不足の対策に加え、作業効率、所得の向上を図ることで農林業の魅力を探るとしておりまして、このような観点から調査を行いました。

また、今回は農林振興課の中武補佐に同行いただき、一緒に調査を行っていただいたことに感謝を申し上げます。

最初に、高知県安芸郡東洋町では、特定地域づくり事業協同組合を設立して、農業や商工業の労働力不足対策を実施されていまして、その取組について調査を行いました。

組合の正式名称は、東洋町特定地域づくり事業バツグン協同組合といい、代表理事、事務局長、役場の担当者の方に対応を頂きました。組合は、全国から応募のあった人材を派遣労働者として雇用し、労働力が必要な農家や商工業者に対し派遣を行うものです。

組合設立の背景としては、東洋町商工会が町内事業所に労働力のニーズ調査を行った結果、労働力不足の現状、派遣希望の有無などが確認されたことがきっかけとなっています。これを機に、令和2年10月から計7回の勉強会の開催、令和3年5月から設立検討会の検討を終えて、令和4年4月1日から組合による派遣事業が開始されています。

組合では、マルチワーカーとしての働き方を提唱し、派遣先として、農業、それから町内の他の業種と合わせて2つ以上の業種に従事することとして、派遣職員の体力や適性を考慮して派遣先の組合せが決められております。しかし、12月は東洋町の特産物であるポンカンの収穫時期となるため、全員で収穫作業を行うということでした。

組合運営の課題としては、第一に、赤字にならない経営ができるかということで、東洋町では当初5名の派遣職員を雇用することで黒字になると試算されたということでした。

利用料は業種別の最低賃金の全国平均の1割増しの金額、1,000円から1,300円といたしまして、派遣職員の給料は手取り額を13万5,000円として、その他の手当を支給しているということでした。

現在の派遣職員は4名で、厳しい経営状況となっていますが、当分の間は町が赤字補填を行うとのことでした。

第二の課題として、年間を通して職員を派遣できる派遣先と仕事量を確保すること

で、現在の22の組合員の数をさらに拡大して、職員の希望も考慮した年間の派遣計画の作成が重要となっているということです。

しかし、従業員が300人を超える農協や漁協などの経営的に体力のある事業所が加入できないことは、組合員の拡大や経営の安定化のネックとなっているということです。

高知県では、会計年度職員として移住相談員を各市町村に配置するという事業を行っており、これを組合で受託を行っているということです。これにより、町の移住定住促進事業との連携が可能となり、移住フェアの参加など、町に興味のある方との接点が増えることで、組合の派遣職員の募集機会の増や、最終的には移住に至るまでトータルでの対応が可能となり、組合としての収入も増加し、経営面でもプラスとなっているということです。

今後の課題といたしましては、派遣職員の確保、黒字経営とすること、組合員を増やし、一定の仕事量を確保することであり、これらの課題を解決し、スムーズな運営に努めたいとのことでありました。

次に、同じ安芸郡の北川村では、ユズ栽培でドローン等を利用したスマート農業が実施されていたので、その取組について調査を行いました。

スマート農業につきましては、令和4年に実証事業として行われたもので、その実証代表者の一般社団法人北川村振興公社、一般社団法人日本の農村を元気にする会と、実証実験の現場となった株式会社土佐北川農園の方々に対応を頂きました。また、北川村議会議長様にも一部御対応を頂きました。

北川村のユズ栽培は、江戸時代に飢饉の度に農民が塩を買うこともおぼつかず、みそもしょうゆも作ることができなくなることから、幕末の志士である中岡慎太郎がユズを塩代わりに防腐や調味料として利用するために、家の周り等に植えることを推奨したことに始まったそうです。安政元年、1854年の頃のことだそうです。

現在のようなユズの栽培は、昭和40年代から本格的に行われ、今では約250戸の農家が135ヘクタールを栽培し、年間1,700トンが生産されています。

北川村のユズ園を見てみますと、まず、特徴的なのはユズの木の樹高が高く、誘引が行われていないということでした。理由を聞いてみますと、出荷の大部分が果樹を

取るための加工用であり、出荷量を上げるため、ユズの木の本래の成長に合わせた軽めの剪定を行い、青果用に比べ実が多くつくように仕立てられているとのことでした。

スマート農業は、農水省から副村長として着任した職員が、進んでいない露地栽培のスマート化に取り組みたいという意向があり、実証事業に取り組まれたということでした。

内容は、ドローンや屋外搬送台車等を使った薬剤散布、圃場の見回り、下草管理、鳥獣対策、それから選果機による選果作業の軽減、気象センサーや定点カメラなどで得られるデータの活用などとなっています。今回は、選果機は見ることはできませんでしたが、遠隔操作の様子やドローン、屋外搬送台車で薬剤散布の様子を見せていただきました。

この実証事業による成果目標は、労働時間の削減、青果出荷率の向上ということで進められ、そのデータを基に労働力の削減効果、収穫量の変化などの検証を行った結果、一定の成果は得られているとのことでした。

スマート農業の実証事業では多くの課題もあり、スマート農業機械を使いこなせる人材、取り組んでみたいという人材が必要で、そのためには、若い方がユズ栽培に入ってくることを期待しているということでありました。

スマート農業のメリットとしては、作業が楽になる、気象データが得られることで隔年結果などの研究ができるというようなことがあります。デメリットとして、導入や維持に費用がかかるため、国などの補助がなければ難しい状況であるとのことでした。

北川村では海外へのユズの出荷を行っておりますが、きっかけは平成21年に大豊作があり、出荷先がなく困ったことから、県が地産外消を進めていく中で、外国への輸出を模索したことが始まりだったそうです。採算面で有利になるというより、リスク管理のために進めているということです。

外国にユズを紹介すると、青果を使いたいという声が多くありましたが、農薬などの規制が厳しく、適合する農園が少なく、その中で北川農園が適合していたため、現在はフランスをはじめとする世界27カ国に輸出を行っているとのことでした。

担い手対策としては、新規就農に対しての支援が行われています。営農モデルとし

ては経営面積150アール、売上高約1,000万円とし、最初の3年間は研修期間で、村内農家で1年、北川村振興公社を借り上げた研修園地で2年の技術研修を行うというものです。この間は、委託型の地域おこし協力隊として農作業に従事し、4年目に研修園地を自己耕作園地に名義を変更して就農するというものです。研修期間では、農機具や軽トラックの貸与、家賃補助などがあり、就農時以降も様々な支援を行い、新規ユズ農家としての経営のサポートが行われています。

最後に、香美市の物部地区（旧物部町）の担い手の育成を核した物部ゆずの産地力強化の取組について調査を行いました。

物部ゆずの特徴としては、徹底した品質管理により、青果出荷量、青果率ともに日本一となっています。物部地区のユズの栽培は、昭和35年に本格化し、単価の高い青果を主体に販売することとして開始され、現在は165戸の農家が145ヘクタールを栽培、年間1,450トンを生産し、そのうち青果量は800トンあり、青果率は50%を超えるという高い水準となっています。

ユズ園は、徹底した選定と誘引により低く仕立てられ、作業効率の向上と青果率の向上が図られています。

販売額の平均単価は、平箱で1玉120円、冬至用が1キロ400円、加工用で1キロ150円で取引され、東京・大阪・名古屋を中心に出荷されております。

このような中で、2020年6月に農林水産省の認証制度であるG I、地理的表示保護制度に登録を行ったということです。G Iとは、品質や社会的評価等の確立した特性が産地と結びついている産品について、その名称を知的財産として保護するものとされていて、物部ゆずとしてのブランドがより確立されることとなりました。これにより、消費宣伝の新たな武器となったほか、生産者の意識の高まり、生産意欲の向上につながっています。また、就農希望者へのアピール材料となり、新規就農者の確保にも寄与しているということでした。

ブランドを維持するには、徹底した品質管理と厳格な選別が重要となりますが、この地区には、生産者がお互いに品質を維持する仕組みができあがっています。それは、J Aが建設した大規模な選果場で生産者が自ら選別作業を行うこと、出荷前には目慣らし会を開催し、青果の基準を確認すること、また、出荷されたユズを生産者自身で

箱詰めを行う共選共販を行うことで、高品質なユズの出荷を可能としているということです。

選果場には約90人の作業者が必要となりますが、そのほとんどが生産者であり、お互いに目を光らせ選別し、1時間に10トンの処理を行っている。このことで、品質面においては、市場から絶対的な信頼を得ているとのことでありました。

生産者は、高齢化等で減少傾向にあり、産地の維持のため担い手対策が急務となっていることから、新規就農者の確保に力を入れておられるということです。

物部地区では、就農希望者に研修を行う指導農業士という制度を設け、新規就農者の育成を行っています。指導農業士はベテランのユズ農家が担っており、技術指導のほか、新規就農者用の農地の確保及び農地利用のための契約や利用権設定等を行い、就農までの支援を行うこととなっています。

研修の流れは、県の農業担い手育成センターで6か月間、基礎的な栽培技術を学び、次に、指導農業士の下で1年から2年、成木園、育成園の管理、放棄園の再生、新植、改植などの研修を終えて就農となるということです。

平成29年以降、振興センターが把握している新規就農者は9名、別に親戚などが継承しているケースもあり、毎年1人以上が新規就農している状況とのことでした。

新規就農者が就農時に成木園を持っていないと収入が安定しないため、営農意向調査を行い、将来手放す予定の成木園や放棄園の有無などの情報収集を行っている。物部地区には、条件のいい園地がほとんどなくなっているため、市内下流域の旧香北町の農地を活用する事例が増えていて、耕作放棄地の解消にも役立っているということです。

最後に、本村でも特定地域づくり事業共同組合については、以前に検討が行われたが、様々な課題があり進んでいないと聞いています。今回の東洋町の事例を参考にし、あらゆる業種の労働力不足を考慮した新たな視点での再検討も必要ではないかと思っております。

北川村と香美市物部地区のユズ生産の取組は、規模や考え方が大きく違い、本村ですぐにまねのできるものではないと感じました。出荷の方法は、加工重視、青果重視と両極端であったと思いますが、どちらも出荷方法に沿った栽培を徹底して行ってい

ることは、本村のユズ栽培の参考になるものと思います。

近々、ユズ部会で同じ場所に研修に行かれると聞いておりますので、生産者の目で見たい有意義な研修ができることを期待して、報告を終わります。

○議長（白石 幸喜君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 5. 議案第45号

○議長（白石 幸喜君） 日程第 5、議案第45号、西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま、議案第45号の上程いただきましたが、その前に一言だけ御挨拶を申し上げます。本日より第4回西米良村議会定例会を開催いただきまして、御審議いただきますことを厚く御礼を申し上げます。

12月7日、本日から二十四節気でいいまところの大雪ということでございますが、米良の里も本格的な冬を迎え、新たな年に向けての準備を始める時期でもございます。そのような中には、先月は米良の神楽の国指定重要無形文化財の神楽祭り祝賀会を開催することができ、今後の文化伝承のための新たな動きになったものと思われる。

また、11月23日、菊池公追悼剣道大会、12月1日には、68回の菊池公墓前祭及び菊池賞授賞式を4年ぶりに、御当主菊池武則様はもとより、姉妹都市の菊池市をはじめ近隣の西都市様、湯前町様などの関係の皆様方にも御参列いただき、盛大に開催をすることができました。

インフルエンザ等の感染も、ちょっと村内では広まっておりますが、十分御留意しながら、また、感染の注意を図ってまいりたいと思います。

それでは早速ではございますけれども、議案第45号、西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回は、人事院勧告に伴う国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に

準じて改正するものです。

内容は、昨年度に引き続き、月例給、賞与ともに引き上げるもので、給与について、民間給与との較差0.96%を埋めるため、初任給をはじめ若年層に重点を置いて月額を引き上げ、賞与については、4.40月分から0.10月分を引き上げて、4.50月分といたします。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。議案第45号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第45号、西米良村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第46号

○議長（白石 幸喜君） 日程第6、議案第46号、西米良村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました議案第46号、西米良村特別職の

職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する改定を勘案し、常勤の特別職の期末手当の支給月数を3.30月分から0.10月分引き上げて、3.40月分といたします。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。議案第46号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第46号、西米良村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第47号

○議長（白石 幸喜君） 日程第7、議案第47号、議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました議案第47号、議会の議員の議員

報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告に伴う一般職の職員の賞与に関する改定を勘案し、議会議員の期末手当の支給月数を3.30月分から0.10月分引き上げて、3.40月分といたします。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。議案第47号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第47号、議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第48号

○議長（白石 幸喜君） 日程第8、議案第48号、西米良村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました議案第48号、西米良村特別職の

職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

農業委員の農地集約や遊休農地解消等の活動及びその成果実績に応じて、規定の年額報酬に換算して報酬を支給することができるよう改正を行うものでございます。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。議案第48号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第48号、西米良村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第49号

○議長（白石 幸喜君） 日程第9、議案第49号、西米良村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました議案第49号、西米良村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

簡易水道事業の公営企業会計適用に向けて、地方公営企業法及び同施行令の規定により、簡易水道事業に関する財務規定等を令和6年4月1日から適用することから、条例を制定するものです。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。議案第49号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第49号、西米良村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第50号

○議長（白石 幸喜君） 日程第10、議案第50号、西米良村下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました議案第50号、西米良村下水道事業の設置等に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

下水道事業の公営企業会計適用に向けて、地方公営企業法及び同施行令の規定により、下水道事業に関する財務規定等を令和6年4月1日から適用することから、条例

を制定するものです。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。議案第50号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第50号、西米良村下水道事業の設置等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第51号

○議長（白石 幸喜君） 日程第11、議案第51号、令和5年度西米良村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました議案第51号、令和5年度西米良村一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ3,388万3,000円を追加し、補正後の総額を32億3,826万6,000円とするものです。

主な歳入については、それぞれの事業確定などによる国、県の負担金及び補助金等を計上しております。

主な歳出についての御説明をいたします。

全般事項として、給与改定等に伴う人件費の調整を計上しております。

総務管理費において、低所得世帯支援に係る 7 万円の追加交付分等を計上しております。

農業振興費において、農業の担い手不足対策として、山間地域農業持続化モデル構築事業に係る補助金、林業振興費において、林業総合センター改修工事の監理業務に係る経費を計上しております。

また、住宅管理費においては、宮之瀬地区のふたば園跡地に建設を予定する村営住宅の発注方法を見直すため、設計委託料を減額しております。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。議案第51号について質疑はありませんか。

○議員（5 番 濱砂 恒光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 5 番、濱砂恒光君。

○議員（5 番 濱砂 恒光君） 担当課長にお伺いいたします。

10 ページの負担金補助金及び交付金の浩然の気を養う 300 万円の説明と、それと 15 ページの一番下の公有林保育作業委託料と、そして、今、村長が言われました宮之瀬定住住宅の見直し、どのような見直しがあったのかお伺いいたしたいと思います。

○むら創生課長（土居 博和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） ただいまの 5 番議員の最初の質問にお答えさせていただきます。

10 ページの浩然の気を養う補助金ですけれども、300 万円計上させていただいております。今回、申請が 3 件上がってきておりまして、それぞれに上限の 100 万円ということで予定させていただいております。

申請の内容につきましては、個人が 1 件、個人の事業所が 1 件、あと、事業所が

1 件となっておるところでございます。

具体的な内容についても御説明した方がよろしいと思うんですが、個人の方については、商店街の空き店舗を活用し、改修し、冷凍のスイーツ等の販売、惣菜販売を行うと聞いております。

また、個人の事業所につきましては、ユズを使った新たな商品開発、また、パッケージのデザインを予定しております。

事業所につきましては、既存の宿泊施設にドッグラン、犬を遊ばせるところになるというドッグランというのがあるんですけれども、そちらの整備を行いたいということで、新たにそういったお客様のニーズにお応えしたいということで、その3件が申請してきておりまして、その3件についての補助金の分になります。

以上です。

○農林振興課長補佐（中武 浩二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 農林振興課長補佐。

○農林振興課長補佐（中武 浩二君） 御質疑ありました15ページ下の公有林保育作業委託料237万7,000円について御説明させていただきます。

こちらは、令和5年度に予定していました造林に係る鹿ネット、また苗木などの資材高騰による影響額が26万8,000円。当初予定していました板谷地区吉村の保安林の造林も、2ヘクタールとして当初予算として計上しておったところなんですけれども、令和4年度中に伐採のあった1ヘクタールを追加して造林することとなったものになります。その造林に係る費用として210万9,000円を計上させていただいております。

理由といたしまして、保安林は伐採終了した年度の後、2年以内に増林をすることとなっておりますけれども、現在、造林班のほうに余力があるということでありますので、年度内造林を計画し、予算を計上させていただいております。

以上になります。

○村民課長（田爪 健二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（田爪 健二君） 5番議員の御質問にお答えしたいと思います。

旧ふたば園跡地の設計料の減額についてですけれども、当初計画では、令和5年度に設計業務を委託しまして、令和6年から7年度にかけまして建設工事を予定しておりましたが、住宅の早期完成と業務発注の効率化を図るために、民間事業者連携の設計施工一括方式を採用して、次年度に事業を実施したいというふうに変更をしたところでございます。

以上です。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 5番、濱砂恒光君。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 令和6年度に着工予定とか言われたんですが、これは間違いなんですか。令和6年度に着工の運びになるわけですか。

○村民課長（田爪 健二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（田爪 健二君） 6年度に設計、施工を行いますので、着工という事になります。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 5番、濱砂恒光君。

○議員（5番 濱砂 恒光君） 了解しました。

○議長（白石 幸喜君） ほかにございませんか。

○議員（1番 上米良重光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 1番、上米良重光君。

○議員（1番 上米良重光君） 9ページの村所驛のシャッター工事の取りやめということですけど、もともと当初予算で組んであるはずですけど、何で今頃取りやめになったか、その理由を教えてください。

○村民課長（田爪 健二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（田爪 健二君） ただいまの1番議員の御質問にお答えしたいと思います。

当初では、バス待合所の業務を土曜、日曜、祝日は無人化を図るということで、そういう計画でシャッターを設置するという計画をしておりましたが、10月からデマ

ンドバス運行を、今、実証実験を開始しまして、そういったこともありまして、予約受付では人材を配置する必要があるということで、今回、取りやめをさせていただいたところです。

以上です。

○議員（１番 上米良重光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） １番、上米良重光君。

○議員（１番 上米良重光君） 了解しました。

○議長（白石 幸喜君） ほかにございませんか。

○議員（２番 田爪 朝幸君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） ２番、田爪朝幸君。

○議員（２番 田爪 朝幸君） それでは、１５ページの農業振興費の中の山間地域農業持続化モデル構築事業、この事業の内容を教えてください。

○農林振興課長補佐（中武 浩二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 農林振興課長補佐。

○農林振興課長補佐（中武 浩二君） 失礼いたします。ただいまありました事業なんですけれども、この事業は、担い手不足が深刻な山間地域を今後とも定期的に維持していくため、県が６月の補正で予算を計上された事業となります。

対象者の方ですが、移住者等の方で、農業を核として畜産業、林業など複合的経営により所得を確保していく方がこの事業の対象となっておるんですけれども、本村ではカラーピーマンと林業の複合的経営を予定している１農家の方に対して要望させていただきました。

県補助金が３分の１、村補助金を加算しまして、事業費１３３万６,０００円を計上させていただいております。

なお、事業内容は、カラーピーマンハウスの空調管理のための自動開閉装置の整備となりまして、制御盤、温度センサー、開閉モーター等を整備する予定としております。

以上です。

○議員（２番 田爪 朝幸君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 2 番、田爪朝幸君。

○議員（2 番 田爪 朝幸君） 了解しました。

○議長（白石 幸喜君） ほかにございませんか。

○議員（7 番 上米良 玲君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 7 番、上米良玲君。

○議員（7 番 上米良 玲君） 今回の補正では関係ないのですが、現在、デマンドバスの事業を展開していただいておりますが、その展開している状況と問題点等も多々あるかと思いますが、その状況と、あとは、双子キャンプ場のリニューアルで、現在、事故繰越しとなっておりますが、今後どのような計画をなされているのかが、現時点で分かる範囲で結構ですので、説明をお願いしたいと思います。

○村民課長（田爪 健二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村民課長。

○村民課長（田爪 健二君） 7 番議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、デマンド運行実証実験を始めまして、3 か月目を迎えておりますが、11 月現在の利用状況でいいますと、昨年度と比べまして236 人の利用が増えております。一方、走行距離につきましては、2,418 キロの一応走行距離が減少ということで、その分経費削減にはつながっていると思っております。

おっしゃるとおり、いろいろデマンド運行実証実験を始めまして、2 か月過ぎておりますが、また利用は増えているんですが、高齢者の方の予約状況ですが、1 時間前というふうに一応やっているんですが、そういうところなかなか難しい部分がございますので、またその辺を検討し直して、またさらに利用しやすいようなデマンドバス運行に努めていきたいと思っております。

以上です。

○むら創生課長（土居 博和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） ただいまの7 番議員の御質問にお答えします。

キャンプ場のリニューアルについてですけれども、現在、おおむね全体の計画が決まっておりますので、それに向けて、今、動いているところですが、特に水道

関係の施設が、なかなかどのような設備にするかということが決定がなかなか長引いたものですから、その分で時間を取ってしまいました。

そのプラス、その分の水道施設関係の電源施設の容量等の関係もございまして、現在、九電さんと協議を行っているところでございます。それがはっきり分かった時点で、今後のしっかりとした計画を立てまして、それに向けてこのリニューアル事業を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議員（7番 上米良 玲君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 7番、上米良玲君。

○議員（7番 上米良 玲君） 大体の形ができたということで、完成の年度の目標というのは、現在のところ立てておられるのでしょうか。

○むら創生課長（土居 博和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） むら創生課長。

○むら創生課長（土居 博和君） はっきりとした目標といたしますか、リニューアルにつきましては、現時点ではちょっとはっきりしておりませんが、現状をしっかりと確認しまして、なるべく早い時期に完成ができるような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議員（7番 上米良 玲君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 7番、上米良玲君。

○議員（7番 上米良 玲君） 本村の観光の場所として、双子キャンプ場というのは大変皆さんも楽しみにしておられる施設でございますので、また、今年度から本格的に花火大会も復活させていただいたところでございますが、次年度の開催となれば、お客さんの増加も考えられるところでございます。

皆さんも御存じだと思いますが、村内の旅館業も、現在、稼働しているのが2件ということで、宿泊施設等も大変逼迫している状態でございますので、早め早めの対応をしていただきながら、なかなか難しいところもあると思いますが、本村の観光分野に光が差すように頑張りたいと思います。

終わります。

○議長（白石 幸喜君） ほかにございませんか。

○議員（4番 児玉 義和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 4番、児玉義和君。

○議員（4番 児玉 義和君） 15ページの林業振興費の中の林業総合センター改修工事監理業務、この内容についてお伺いいたします。

○農林振興課長補佐（中武 浩二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 農林振興課長補佐。

○農林振興課長補佐（中武 浩二君） 失礼します。ただいま御質疑ありましたけれども、9月の補正の際に、この改修工事に係る予算は計上させていただいたところですが、工事を発注するに当たり、このたび工事監理に係る業務についての予算を計上させていただきました。

12月末までに改修工事に係る設計書が納品される予定でありますので、その納品を受けて、その設計書を基に、この監理費を活用しながら工事を発注していきたいと考えております。

以上です。

○議員（4番 児玉 義和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 4番。

○議員（4番 児玉 義和君） 了解しました。

○議長（白石 幸喜君） ほかにありませんか。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 3番、黒木敏浩君。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 同じく15ページなんですが、地籍調査費で委託料が570万5,000円ほど上がっていますが、これについて説明をお願いいたします。

○農林振興課長補佐（中武 浩二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 農林振興課長補佐。

○農林振興課長補佐（中武 浩二君） 失礼いたします。ただいま地籍調査作成等委託料ということで御質疑いただきましたけれども、まず、初めに、令和5年をもちまし

て、昨年度から繰り越ししておりました地籍調査事業のほうが終了いたしました。昭和59年から39年と長きにわたって、この調査が行われてきたわけですが、地権者の皆様をはじめ、また、関係者の方の御尽力により無事調査が終わりましたことを、この場をお借りしてお礼申し上げたいと思います。誠にありがとうございました。

さて、御質問いただいた場所は竹原地区津賀瀬となります。これまで実施してきた地籍調査の内容を再精査していく中で、18年度の地籍調査において、今回対象となった山林において、誤った境界で登記されていたことが判明したもので、再度地籍調査を行うこととなったものです。

今回の調査では、新たな境界点が50点、復元が必要な筆界点が450点と、合わせて500点の境界点が測量の対象となっており、影響する地籍が19筆、面積で46ヘクタールに及ぶことから、委託料として570万5,000円を計上させていただいております。

なお、年度内完成を予定しているところです。

以上です。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 3番、黒木敏浩君。

○議員（3番 黒木 敏浩君） 内容は分かりました。また、精査をしてこういったものが出てきたということでございますので、非常に個人の財産を扱うものということで、非常に重要なことだと思います。

また、正さなきゃいけないところは正していかなくちゃならないんですけども、そういうことを十分に注意しながら、今後、また事務処理していただければと思います。

○議長（白石 幸喜君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第51号、令和5年度西米良村一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第52号

○議長（白石 幸喜君） 日程第12、議案第52号、令和5年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました議案第52号、令和5年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ74万9,000円を追加し、補正後の総額を2億7,212万7,000円とするものです。

歳入については、システム改修に伴う県補助金及び給与改定に伴う繰入金を計上しております。

次に、歳出につきましては、国保システムの改修に係る経費及び人件費の調整を計上しております。

なお、本案は、さきで開催しました国保運営協議会に諮問し、異議なしの答申を頂いております。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。

これから質疑を行います。議案第52号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第52号、令和5年度西米良村特別会計国民健康保険事業勘定会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第53号

○議長（白石 幸喜君） 日程第13、議案第53号、令和5年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました議案第53号、令和5年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に、歳入歳出それぞれ192万8,000円を追加し、補正後の総額を3億5,787万9,000円とするものです。

補正の内容については、歳出において人件費の調整を行い、繰入金において財源調整をするものです。

なお、本案は、さきに国保運営協議会に諮問し、異議なしの答申を頂いているところでございます。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説

明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。議案第53号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第53号、令和5年度西米良村特別会計国民健康保険診療施設勘定会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第54号

○議長（白石 幸喜君） 日程第14、議案第54号、令和5年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました議案第54号、令和5年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ59万3,000円を追加し、補正後の総額を2億2,279万6,000円とするものです。

まず、歳入について、システムの改修に伴う国庫補助金及び人件費の調整等による財源調整のため、一般会計繰入金を計上しています。

次に、歳出につきましては、給与改定に伴う人件費の調整及び介護システムの改修に係る経費を計上しております。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。議案第54号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第54号、令和5年度西米良村特別会計介護保険事業勘定会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第55号

○議長（白石 幸喜君） 日程第15、議案第55号、令和5年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま上程いただきました議案第55号、令和5年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ96万3,000円を追加し、補正

後の総額を1億1,214万8,000円とするものです。

補正の内容については、歳出において、簡易水道施設費の人件費36万4,000円と修繕料59万9,000円の増額を行い、繰入金において財源調整をするものです。

以上、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（白石 幸喜君） 提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。議案第55号について質疑はありませんか。

○議員（4番 児玉 義和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 4番、児玉義和君。

○議員（4番 児玉 義和君） 6ページの簡易水道施設費、10番の需用費の中の緊急修繕とありますが、こういった内容であったのか、担当課にお伺いいたします。

○建設課長（上米良 敦君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） ただいま4番議員の御質問にお答えいたします。

これは横野地区のほうで、簡易水道の導水管の破損が見られまして、それを緊急的に修繕した際に使用した材料分となっております。

以上です。

○議員（4番 児玉 義和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 4番、児玉義和君。

○議員（4番 児玉 義和君） 導水ですか。

○建設課長（上米良 敦君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） 導水管の破裂です。

○議員（4番 児玉 義和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 4番、児玉義和君。

○議員（4番 児玉 義和君） 破裂。どういった原因だったんですか。

○建設課長（上米良 敦君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 建設課長。

○建設課長（上米良 敦君） 老朽化によるジョイント部分の破損がありまして、その部分の水道管の引き回しということで費用がかかっております。

以上です。

○議員（4番 児玉 義和君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 4番、児玉義和君。

○議員（4番 児玉 義和君） 了解しました。

○議長（白石 幸喜君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（白石 幸喜君） 起立全員と認めます。したがって、議案第55号、令和5年度西米良村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を16時35分、4時35分から再開をいたします。

午後4時22分休憩

午後4時35分再開

○議長（白石 幸喜君） それでは再開をいたします。

日程第16. 一般質問

○議長（白石 幸喜君） 日程第16、一般質問であります。

一般質問は、さきの通告順で行います。

1番、上米良重光君の質問を許します。

○議員（１番 上米良重光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） １番、上米良重光君。

○議員（１番 上米良重光君） 事前通告に従いまして、村長に質問させていただきます。

ユズの選果機の導入についてを質問いたしたいと思います。

昭和４８年から栽培が始まり、現在、西米良村ユズ振興部会は４７名の栽培面積約２２ヘクタールであります。本村の特産品であるユズは香りがよく、料亭でも人気があり、加工ユズは多くの商品の材料として重要な農産物であります。

今年度から、隔年結果の解消のため、青ユズの確保にキロ５０円の補助金を頂いておりますが、９０トンを超え、生産者の方も大変喜んでおられます。

現在、ユズ団地を中心にして若い方も頑張っておられますが、やはり高齢化、後継者不足により、各地区で放置園が見られ、今後の生産の影響にも出てくると考えられます。

ユズの作業は下刈り、肥培、剪定など多くの作業がありますが、収穫作業のユズが入ったコンテナの運搬は大変な作業であります。特に選別作業は、１個１個を確認し、青果と加工のＡとＢに分類して出荷しており、時間もかかり大変な重労働になっております。

１０月２４日から２６日にかけて、ユズの先進地である高知県の香美市、東洋町、北川村の行政調査をいたしました。生産量も年間１，０００トンを超え、各市町村とも選果機は２か所以上あり、出荷したユズはその日に処理するそうです。

これからの西米良村のユズの生産を維持するには、放置園の解消と後継者、担い手の確保は最重要課題であります。本村でもスマート農業の推進を図っておられますが、作業効率を上げるためには、選果機の導入は不可欠だと考えております。

選果機の導入により、現在、黄色いユズは５センチ以下は廃棄しておりますが、そのことによって果樹に利用でき、青果率の向上と経営の安定と労働力の解消につながると思われるが、選果機を導入する計画はないのか、村長の考えを伺いたい。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） ただいま 1 番議員、上米良重光議員からの質問のありましたユズ選果機の導入について、お答えをいたします。

本村のユズ振興部会の会員は、令和 5 年度総会時においては、47 世帯、平均年齢が 66.57 歳と、生産者の高齢化、そして後継者不足は喫緊の課題であると認識をいたしております。

村が掲げている移住定住対策として重要なポイントである就職先を紹介していくに当たり、本村において農業を継続していく上で、負担となっている重労働の作業を機械や仕組みづくりによって少しでも軽減していくことは、必要なことであると考えております。

本村では、令和 3 年度に策定した西米良ならではの農業生産構想に基づき、スマート農業等生産団地創出支援事業を展開し、安定的なユズ収量を図りながら、村の魅力を付加したブランドイメージの構築を目指し、生産者の宮崎県などの関係者の協力を得ながら、3 か年にわたり様々な事業に取り組んでまいりました。

令和 5 年度の事業開始に当たり、ユズを専業とされている方々から御意見を頂き、選果機の試験導入、作業効率のための低樹高化、作業等の整備を計画したところでございます。

本年度の事業テーマに、スマート農業の推進、青ユズのブランド化を掲げておりましたので、9 月下旬の青ユズ出荷時期に合わせて、センサー付きの選果機を試験運用いたしました。出荷場においてデモ試験を行った際には、生産者や議員の皆様、児湯農林振興局など、関係者の方々にもその様子を御覧いただきました。

ユズ生産者の方々からも御意見を頂きましたが、作業効率に加え、センサーによる傷の判別により品質が安定し、ユズの単価向上に期待ができるものという意見もございました。

選果機の導入については、選果機の設置場所、そして関係者との連携や仕組みづくりを図りながら、今後、協議を進めてまいりたいと考えております。

以上を申し上げまして、上米良重光議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議員（1 番 上米良重光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 1 番、上米良重光君。

○議員（１番 上米良重光君） 今の説明を聞きましたけど、事業として山村振興事業もありますので、そういう活用をして、全体的に整備して図っていただきたいと考えております。

できたら、もう来年度からでも導入をお願いしたいと考えております。

以上です。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） 一応、今年、デモでそういう意見が出ましたので、そういう取組で、あと金額的なことと、そして補助金等を活用しながら前向きに検討してまいりたいと思います。

○議員（１番 上米良重光君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） １番、上米良重光君。

○議員（１番 上米良重光君） 了解しましたけど、また今後とも検討してよろしくお願いいたします。

これで、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（白石 幸喜君） ２番、田爪朝幸君の質問を許します。

○議員（２番 田爪 朝幸君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） ２番、田爪朝幸君。

○議員（２番 田爪 朝幸君） それでは、通告のとおり、特定地域づくり事業共同組合制度を活用した働き方の仕組みづくりについてと、ユズ牛の販売促進について、２点質問いたします。

まず、特定地域づくり事業共同組合制度について、この制度は、簡単にいうと、地域密着型の人材派遣組合をつくるという制度で、この組合で正社員として雇用された職員が、地域内の忙しい事業者が必要とされる期間、働きに行き、労働力を派遣するというものです。

現在、村内のどの事業者でも、人員・人材不足、労働力不足が訴えられています。特に、農業や温泉の川床、キャンプ場などは、季節労働であり、通年で労働力を確保

することが難しい状況にあります。そんな中で、このような人材派遣組合があれば、期間限定の労働力として本当に助かると考えます。

また、この制度では、組合の人件費や運営費に国庫補助があり、派遣社員に対して一定水準の給与を確保することができます。このことは、移住定住の取組において、移住者にとっての働き場所として新たな選択肢になると考えます。

村内にぜひともあってほしい組合だと考えていますが、やはり難しい問題として、誰が中心となって組合の設立を進めていくかということが一番のネックであるとも考えます。

宮崎県内で既に認定されている3つの先行事例を見ますと、地域の商工会長が代表になった例、行政のアドバイザーが代表になった例、地域おこし協力隊の方が代表になった例と様々あります。誰が中心となっていくのかという問題はありますが、その設立に向けて取り組むことを業務とする新たな地域おこし協力隊を雇用するなど、新たな取組はできないかと考えます。

この特定地域づくり協同組合についての村長の考えと、その推進に地域おこし協力隊の活用ができないかをお伺いします。

続きまして、2つ目の質問です。

ユズ牛の販売促進についてですが、ユズ牛は村内で生産されるユズのその果汁の絞りかすを餌に利用した西米良村オリジナルのブランド牛です。村内での資源循環を目的に、令和3年から飼育がされております。令和3年では3頭の牛が食肉加工され、1パック1,000円で合計1,096パックが販売。令和4年度事業では、今年の春、1パック2,000円にて1頭分486パックが販売されました。販売開始後、数か月足らずで肉は完売し、食味も良好であり、とても評判がよかったと聞いております。

現在、畜産業界は、子牛価格の低迷と餌代の高騰で非常に厳しい状況に陥っています。国の制度で子牛価格の補給金制度もありますが、出口戦略として、ユズ牛の販路拡大が生産者への支援につながりますし、西米良村の知名度アップにもつながると考えます。

さらなるユズ牛のブランド力向上と販売促進のため、今までユズ牛の販売は村内での個人販売のみでしたが、年に1頭ではなく、頭数を増やし、村内での飲食店への提

供や、ふるさと納税での販売等を行っていただきたいと考えます。村長のお考えを伺います。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） 2番、田爪朝幸議員から質問のありました、まずは、特定地域づくり事業協同組合制度を活用した働き方の仕組みづくりについて、お答えをしたいと思います。

特定地域づくり事業協同組合制度につきましては、過疎地域などにおいて、農林水産業、商工業、そして地域産業の担い手を確保するために、特定地域づくり事業を行う組合に対して、財政的、制度的な支援を行うもので、令和2年6月に創設をされたようでございます。

そして、事業の仕組みとしては、議員が述べられましたとおり、地域の中で人材を必要とする複数の事業者がその受皿となる組合を設立します。その組合において、移住者などを職員として雇用し、季節ごとの労働需要に応じて、複数の仕事に従事するマルチワーカーとして各事業所へ派遣を行うものです。

このメリットとしましては、事業者におきまして、人材をシェアすることによって担い手の確保ができ、かつ、直接雇用するよりも人件費を抑えることができます。また、派遣職員においても、安定した雇用環境が確保されるなどの点が上げられます。

県内では、先ほどもありましたが、日南市と諸塚村、そして椎葉村の3組織が認定を受けており、その他の市町村においても、制度導入に向けた検討が始まっているようでございます。

このような中、本村におきましても、この制度を移住のステップに活用できないか、また、任期の終わった地域おこし協力隊の受皿とすることができないかなどについて調査研究を進めているところでございます。

総務省が令和4年3月にまとめました令和3年8月時点で認定されている17組合に対する調査報告書の結果によりますと、組合設立の目的として多いのが、移住定住の受皿づくり、そして繁忙期の人手の確保、通年雇用できる仕事の創出など、地域の人手不足解消に係るものであります。

しかしながら、その調査報告の中では、派遣職員の確保、そして組合員の確保、年間を通じた派遣計画、また、事務局の運営体制についても、国や自治体からの財政支援はあるにせよ、派遣職員の人件費、事務局運営費及び収支の見通しなどが主な課題となっていることが明らかになっております。

本村では、農林業をはじめ様々な分野において人手不足の課題がありますが、人材確保などの組織運営の課題、1年を通して仕事を確保できるのか、そして働く人に対して継続的に給料を支給できるのかといった課題も多いと認識しており、制度の活用については、今後、まだ検討が必要ではないかと感じております。

いずれにしても、まず、この組合をどのように誰が行っていくのか、先ほど議員のおっしゃったとおりでございます。その段階におきまして、広い視点を持ち、事務局の中核となる人材を地域おこし協力隊として募集することは大変有効でありますし、また、地域おこし協力隊として活躍し、任期を終了した若者をこの組合の派遣職員として雇用することも一つの方法ではないかと考えております。他市町村の取組も参考にしながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上を申し上げまして、第1の質問の答えとさせていただきます。

続きまして、ユズ残渣についてであります。まず、特産品であるユズを米良食品にて食品加工する際に、ユズ残渣が発生をし、産業廃棄物として処理、処分されます。その際に生ずる産業廃棄物の処理経費は、平成30年度から令和4年度までの5年間の平均で141万2,901円となっております。米良食品、ユズ生産者から負担金を徴収し、村からの補助金で処理をしております。

このユズ残渣を有効活用するために、ユズ残渣サイレージをつくり、そして村の肉用牛に与え、ユズ牛生産の構想に至り、令和3年度からこの取組を行っております。令和3年度には、村所地区にある西米良村畜産センターに入職しているお二人に御協力を頂き、お産の終えた経産牛3頭にユズ残渣サイレージを与えましたが、食味審査の際に肉質の硬さが課題とされました。

令和4年度には、先ほどもありましたが、子牛を肥育した若い牛にユズ残渣サイレージを与えたところ、カット処理後、肉質が上位に2番目となるA4ランクに格付けされました。この若い牛をユズ牛として村内限定価格にて、各部位1パック

2,000円で販売したところ、大変好評を頂き完売に至った経緯がございます。

ユズ牛については、大きく2つの効果が上げられます。1つ目は、青ユズ、旧ユズ加工後に生じるユズ残渣の有効活用による産業廃棄物処理費用削減、もう一つが、ユズサイレージを飼料として与えることにより、近年問題となっている飼料の経費削減が効果です。

議員からの御提案いただいたユズ牛販売、村内飲食店への提供、ふるさと納税への販売等についてですが、昨年度までは試験的要素が高かったため、販売価格を1パック2,000円と安価に設定したところでございます。また、本村の畜産センターは、子牛を繁殖して出荷しておりますが、成牛となるまでの肥育する経費が別に必要となります。ふるさと納税など、村外者に向けた販売を行っていくのであれば、ユズ牛としてのブランド化、さらには生産性を鑑みて、販売価格の見直しが必要となります。村外向けの仕組みづくりについては、検討すべき点が多くありますので、関係者の協力を得ながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

畜産を取り巻く環境は、先ほどありました大変厳しい状況が続いておりますので、今後もユズ残渣サイレージの活用など、様々な可能性を検証していきたいと考えております。

以上で、質問に対する答弁といたします。

○議員（2番 田爪 朝幸君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 2番、田爪朝幸君。

○議員（2番 田爪 朝幸君） ありがとうございます。2つの質問のうち、まず特定地域づくり共同組合について、調査を進めておられるということで、本当にうれしく思います。ぜひとも進めていただきたいと思います。村内で、確かに金銭や給与がきちっと確保できるかというのは、難しい問題ではありますが、今、村内には本当に仕事はあるけれど、人手が足りないという状況があります。そして、今現在、もうそのような形でマルチワークで働いている方もおられます。仕事を退職された方で頼まれてバスの運転手をしたり、時には草払いをしたりと、そういう方もいらっしゃる。そういう方の話を聞くと、やっぱり今のままだとちょっと給与が低い場所もあると、なかなか続けるのは難しいという話を聞いていますけど、この特定地域協同組合に加

入してもらって、設立して、そこで国庫補助等を入れれば、そういうところも補充できるのではないかなというふうに考えてもおります。

そして、マルチワークとなりますと、言えば、定職についていないというイメージもありますが、ここに就職するとなると正職員でもありますので、しっかり働くことができますし、移住者の就職、そしてまた、例えば、子供や孫に帰ってきてもらおうと、そういうところもできるのではないかなと思って、期待して考えております。

また、この制度はあくまでも行政が進めていくものではなくて、民間が立ち上がるものではありませんから、難しいところではあると思いますが、先ほど言われました総務省の報告書等を読んでみますと、やはり設立から開設当初までは、行政の関与が大きいところがやっぱりあるというところも報告が上がっておりました。そのための模索としての地域おこし協力隊だと思っておりますし、それについて考えておられるということでありましたので、私は期待して、すぐすぐできるものではないと思いますが、期待しております。

ユズ牛に関してですが、本当にありましたとおり、地域のユズの残渣の処理と、牛の品質向上、餌代の軽減と、とてもいい効果があると思っております。そして、今年、おいしかった牛というのが、2,000円で販売されておりますが、これも部位によって、場所によっては、あの1パックで5,000円以上するものもあるというふうに聞いています。そうすれば、適正な価格で販売できれば、運営の、ふるさと納税の発送の送料なども賄えるものではないかなというふうに思っています。

ですが、計画的に出すことが、私はこれは大事だと思っています。ミヤチクのほうで屠殺して、食肉加工をするわけですけど、これもミヤチクのほうは、もう何か月も先まで予約がいっぱいだという話を聞いています。ですので、例えば年間計画を持って、3か月に1頭、春、夏、秋、冬で年間4頭とか、4か月に一度、年間3頭とか、もう長期的に計画を決めて進めていけば、安定した食肉の供給などもできるのではないかなというふうに考えています。ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○村長（黒木 竜二君） 議長。

○議長（白石 幸喜君） 村長。

○村長（黒木 竜二君） 特定地域づくりにつきましては、今、本当に村内各事業者様のお話を聞いておりますと、慢性的な人手不足がもう喫緊の課題となっております。先ほどの期間的な方々の事業者の方々の人手不足、これはやっぱり両輪といいますか、2つで考えていかないといけない。今、移住定住対策を行っていますが、やはりそういう部分については、この前、民間のほうの方、それこそ外国人労働者で、今、雇用していただいていますけど、その方については、やっぱり通常慢性的な方々の雇用のための補充であるということでもあります。そこについては、やっぱり事業者が少し関与しながら、意識を持ってもらいながら、どうやって人材を確保していくかということが大切だと思います。

そして、先ほどのマルチワーカーについては、基点があって、そしてその人材をどこにやって効率的に人手不足を解消するかというところが、できるかできないかというところになってくると思います。そこについての、やはり私も検証した中の数字的なことを見ておりますと、やっぱり運営がちょっと厳しい、そして人の確保ということとのマッチング、既存の先ほどの議員がおっしゃったとおりに、何人かは自分たちでやっていらっしゃるところもありますけれども、そこで、今度はその事務局が関与してしまうと、なかなかそこがマッチングしないというパターンもあることも懸念される場所、そこをどうやってマッチングして、そのマルチワーカーを動かしていくかという基点の仕組みづくり、そして、それが様々な検証を経て、人手不足の解消につなげていければと、今、模索中でございますので、いろいろと考えさせていただければと思います。

それと、先ほどの県産牛につきましては、やはり今回の実証はあくまでも本当に実証という形で、出口がしっかりとないと、まず利益も上がらないというところでございます。そこについて、今もまた来年度はちょっとふるさと納税を核に、ちょっと重点的にその出口を生産者の皆様方に活力のある所得を上げていただくような取組を考えてまいりたいと思っております。

その中の先ほどのユズ牛も一つ入れるような商品になれば、これまたいいと思うんですけども、やはり価格転嫁というところで、それがしっかりと売れていくかということ、そして、安定的な商品が提供できるか、ここが一番のやっぱりポイントだと

思います。生産者とやっばり買う側のほうの需要と供給、これが必要なことだと思いますので、その中から活力を見いだすということでございますので、また来年度に向けてしっかりと検討させていただきます。

○議長（白石 幸喜君）　ここでお諮りをいたします。

会議規則第8条の規定により、会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日予定されている日程が終了するまで時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（白石 幸喜君）　異議なしと認めます。したがって、本会は一般質問が終了するまで、時間を延長することに決定をいたしました。

では、2番、田爪朝幸君。

○議員（2番 田爪 朝幸君）　議長。

○議長（白石 幸喜君）　2番、田爪朝幸君。

○議員（2番 田爪 朝幸君）　答弁ありがとうございました。

特定地域づくりについては本当に難しい組織であります。すぐすぐできるものではないと思っておりますが、検討をぜひとも進めていただきたいと思います。思っております。

ユズ牛につきましても、なかなか難しいところでもあります。ですが、村長が言われるように、ふるさと納税に力を入れていただけるということでもありますので、その柱になるような商品たるものになればいいなと思っております。そして、そういうのができるようになったら、ぜひともトップセールスとして、村長にたくさんユズ牛を食べて、あちこちでアピールしてもらいたいなと思っております。ぜひともよろしくお願い申し上げます。

質問を終わります。

○議長（白石 幸喜君）　これで、一般質問を終わります。

○議長（白石 幸喜君）　以上をもって、本定例会に付議されました案件の全てを審議終了しました。

これにて、令和5年第4回西米良村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

○事務局長（中武敬一郎君） 一同、御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午後 5 時03分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員